



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- （都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- （環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- （同）…
- 平成二十三年度クリーニング師試験の実施……………
- （福祉保健局健康安全部環境衛生課）…
- 東京海区（小笠原地区）における共同漁業の免許の内容等……………
- （産業労働局農林水産部水産課）…
- 東京海区（小笠原地区）における区画漁業の免許の内容等……………
- （同）…
- 肥料登録の失効……………
- （産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
- （都市整備局市街地整備部民間開発課）…
- （同）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

告示

（産業労働局商工部地域産業振興課）…

東京都告示第千五百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

中央区日本橋室町二丁目二番一から同番七まで、六番十五、八番一、同番二、同番七から同番十まで、同番十二、同番十三、同番十七、同番二十三、同番二十六及び同番二十七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

東京都告示第千五百三三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第九百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区亀戸七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

る国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 試験科目

(一) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(二) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

平成二十三年十二月十五日（木曜日）及び同月十六日（金曜日）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で平成二十三年十二月六日（火曜日）から同月九日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎二十一階A会議室。ただし、郵送の場合は、東京都福祉保健局健康安全全部環境衛生課（郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号）に送付すること。

(三) 提出書類

- ア 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和五十年東京都規則第八十一号）別記第十二号様式による。）
- イ 履歴書

ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四センチメートル横三センチメートルで、裏に氏名を記入したもの）

エ 受験資格を有する者であることを証する書類（最終学校（専修学校等を除く。）の卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。））

(四) 受験手数料 一万八百元

納付書により、東京都指定金融機関又は東京都収納代理金融機関に納入すること。

なお、納入した受験手数料は返還しない。

六 その他

- (一) 詳細は、東京都福祉保健局健康安全全部環境衛生課（東京都庁第一本庁舎南側二十一階 電話〇三（五三二〇）四三八五）に問い合わせること。
- (二) 受験願書用紙は、平成二十三年十月二十七日（木曜日）から前記環境衛生課で配布する。

●東京都告示第五百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、東京海区（小笠原地区）における共同漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のように定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十三年十月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

第一 公示番号 共第六十二号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類 漁業の名称

第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

しやこがい漁業 同右

すいじがい漁業 同右

くもがい漁業 同右

ほらがい漁業 同右

たけのこがい漁業 同右

たからがい漁業 同右

（はちちょうだから、ほしだから及びびうみうさぎ）

しらひげうに漁業 同右

小笠原村北之島、聳島及び媒島地

先

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、

笹魚島、聳島、針之岩及び媒島周

囲最大高潮時海岸線と同線から沖

合二千メートルの線によつて囲ま

れた区域

(二) 漁場の位置

(三) 漁場の区域

制限又は条件 なし

三 免許予定日 平成二十四年二月二日

四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで

五 関係地区 小笠原村父島

六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで

第二 公示番号 共第六十三号

一 免許の内容たるべき事項

<p>第三 公示番号 共第六十四号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第一種共同漁業</td> <td>いせえび漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しゃこがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>すいじがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>くもがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほらがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで		しゃこがい漁業	同右		すいじがい漁業	同右		くもがい漁業	同右		ほらがい漁業	同右	<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村父島</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ(うめい) 一月一日から(ろ)建て切り網漁 十二月三十一日まで</p> <p>たかべ(うめい) 同右</p> <p>(ろ)寄せ網漁業</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村北之島、聳島及び媒島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>												
漁業種類	漁業の名称	漁業の時期																														
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで																														
	しゃこがい漁業	同右																														
	すいじがい漁業	同右																														
	くもがい漁業	同右																														
	ほらがい漁業	同右																														
<p>第四 公示番号 共第六十五号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第二種共同漁業</td> <td>たかべ(うめい) (ろ)建て切り網漁</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たかべ(うめい)</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ろ)寄せ網漁業</td> <td>同右</td> </tr> </table> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村嫁島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	第二種共同漁業	たかべ(うめい) (ろ)建て切り網漁	一月一日から十二月三十一日まで		たかべ(うめい)	同右		(ろ)寄せ網漁業	同右	<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村父島</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p>	<p>たけのこがい漁業 同右</p> <p>たからがい漁業 同右</p> <p>(はちぢょうだから)ほしだから及び(びうみうさぎ)</p> <p>しらひげうに漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村嫁島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>																		
漁業種類	漁業の名称	漁業の時期																														
第二種共同漁業	たかべ(うめい) (ろ)建て切り網漁	一月一日から十二月三十一日まで																														
	たかべ(うめい)	同右																														
	(ろ)寄せ網漁業	同右																														
<p>(二) 漁場の位置 小笠原村父島</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村父島、兄島及び父島地先</p>	<p>第五 公示番号 共第六十六号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第一種共同漁業</td> <td>いせえび漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しゃこがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>すいじがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>くもがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほらがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たけのこがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たからがい漁業</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(はちぢょうだから)びうみうさぎ</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しらひげうに漁業</td> <td>同右</td> </tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで		しゃこがい漁業	同右		すいじがい漁業	同右		くもがい漁業	同右		ほらがい漁業	同右		たけのこがい漁業	同右		たからがい漁業	同右		(はちぢょうだから)びうみうさぎ	同右		しらひげうに漁業	同右	<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村父島</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p>
漁業種類	漁業の名称	漁業の時期																														
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで																														
	しゃこがい漁業	同右																														
	すいじがい漁業	同右																														
	くもがい漁業	同右																														
	ほらがい漁業	同右																														
	たけのこがい漁業	同右																														
	たからがい漁業	同右																														
	(はちぢょうだから)びうみうさぎ	同右																														
	しらひげうに漁業	同右																														

<p>ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線、(オ)及び(カ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域</p> <p>(ア) ひょうたん島東端</p> <p>(イ) (ア)の点から百七度(真方位による。以下同じ。)五百メートルの点</p> <p>(ウ) 猫岩東端から百七度五百メートルの点</p> <p>(エ) 猫岩東端</p> <p>(オ) 猫岩西端</p> <p>(カ) ひょうたん島西端</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域</p> <p>(ア) 人丸島東端から二十三度の線と兄島陸岸との交点</p> <p>(イ) 人丸島東端</p> <p>(ウ) 人丸島西端</p> <p>(エ) (ウ)の点から三十五度の線と兄島陸岸との交点</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線、陸岸並びに陸岸から沖合百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>(ア) 黒岩西端</p> <p>(イ) (ア)の点から百八十度百メートルの点</p> <p>(ウ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端から百八十八度百メートルの点</p> <p>(エ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端</p> <p>エ 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>(ア) 宮の浜東側岬の北端</p>	<p>(イ) (ア)の点から四十二度百五十メートルの点</p> <p>(ウ) 父島潮早崎北端零度五十メートルの点</p> <p>(エ) 父島潮早崎北端</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村父島</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p> <p>第六 公示番号 共第六十七号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ(うめい) 一月一日からろ)建て切り網漁 十二月三十一日まで</p> <p>業 たかべ(うめい) 同右</p> <p>ろ)寄せ網漁業</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村弟島、兄島及び父島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村父島</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p>	<p>第七 公示番号 共第六十八号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>しやこがい漁業 同右</p> <p>すいじがい漁業 同右</p> <p>くもがい漁業 同右</p> <p>ほらがい漁業 同右</p> <p>たけのこがい漁業 同右</p> <p>たからがい漁業 同右</p> <p>(はちちようだから、ほしだから及びびうみうさぎ) しらひげうに漁業 同右</p> <p>小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線(以下第七において「陸岸」という。)と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域</p> <p>(三) 漁場の区域</p> <p>ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>(ア) 母島沖の浜北側の岬南端</p> <p>(イ) (ア)の点から二百二十八度(真方位による。以下同じ。)二百メートルの点</p> <p>(ウ) 母島中岬南端から百八十度二百メートルの点</p>
---	---	--

(五) 母島中岬南端

イ 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の点を順次結んだ線、(エ)及び(オ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

(ア) 平島北西側の岬北端

(イ) (ア)の点から三百二十一度五百メートルの点

(ウ) 二子島北端

(エ) 二子島南端

(オ) 平島東側の岬南端

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 平成二十四年二月二日

四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで

五 関係地区 小笠原村母島

六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで

第八 公示番号 共第六十九号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第二種共同漁業 たかべ(うめい) 一月一日から

ろ) 建て切り網漁 十二月三十一日まで

たかべ(うめい) 同右

ろ) 寄せ網漁業

(二) 漁場の位置 小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先

(三) 漁場の区域 小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの

線によって囲まれた区域

二、制限又は条件 なし

三 免許予定日 平成二十四年二月二日

四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで

五 関係地区 小笠原村母島

六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで

第九 公示番号 共第七十号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から

十二月三十一日まで

まるさざえ漁業 同右

しやこがい漁業 同右

(二) 漁場の位置 小笠原村北硫黄島地先

(三) 漁場の区域 小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 平成二十四年三月二日

四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで

五 関係地区 小笠原村

六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで

第十 公示番号 共第七十一号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第二種共同漁業 たかべ(うめい) 一月一日から

ろ) 建て切り網漁 十二月三十一日まで

たかべ(うめい) 同右

ろ) 寄せ網漁業

(二) 漁場の位置 小笠原村北硫黄島地先

(三) 漁場の区域 小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 平成二十四年二月二日

四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで

五 関係地区 小笠原村

六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで

第十一 公示番号 共第七十二号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から

十二月三十一日まで

まるさざえ漁業 同右

しやこがい漁業 同右

(二) 漁場の位置 小笠原村硫黄島地先

(三) 漁場の区域 小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲

<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p> <p>第十三 公示番号 共第七十四号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>またれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第二種共同漁業 たかべ(うめい) 一月一日から ろ) 建て切り網漁 十二月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村硫黄島地先 たかべ(うめい) 同右 ろ) 寄せ網漁業</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩 周囲最大高潮時海岸線と同線から 沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>	<p>またれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村南硫黄島地先 まるさざえ漁業 同右 しやこがい漁業 同右</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時 海岸線と同線から沖合二千メ ールの線によって囲まれた区域</p>
<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p> <p>第十四 公示番号 共第七十五号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>またれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第二種共同漁業 たかべ(うめい) 一月一日から ろ) 建て切り網漁 十二月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村南硫黄島地先 たかべ(うめい) 同右 ろ) 寄せ網漁業</p> <p>(三) 漁場の区域 小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時 海岸線と同線から沖合二千メ ールの線によって囲まれた区域</p>	<p>またれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時 海岸線と同線から沖合二千メ ールの線によって囲まれた区域</p>
<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十四年二月二日</p> <p>四 申請期間 平成二十三年十一月一日から同月三十日まで</p> <p>五 関係地区 小笠原村</p> <p>六 存続期間 平成二十四年二月二日から平成三十四年二月一日まで</p> <p>第一 公示番号 区第一号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>またれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第一種区画漁業 しまあじ小割り式 養殖業 一月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>まだい小割り式養殖業 同右 はた小割り式養殖業 同右 いしがきだい小割り式養殖業 同右</p>	<p>またれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第一種区画漁業 しまあじ小割り式 養殖業 一月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>まだい小割り式養殖業 同右 はた小割り式養殖業 同右 いしがきだい小割り式養殖業 同右</p>

東京都告示第千五百七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、東京海区(小笠原地区)における区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第五項の規定により公示する。
平成二十三年十月二十七日
東京都知事 石原 慎太郎

●東京都告示第四百十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島地区)における漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のように定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

第一 公示番号 共第一号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし漁業 同右

さざえ漁業 同右

あわび漁業 同右

くぼがい漁業 同右

ばていら漁業 同右

てんぐさ漁業 同右

いわのり漁業 同右

はばのり漁業 同右

とさかのり漁業 同右

一月一日から十月三十一日まで

(二) 漁場の位置 大島町大島地先

(三) 漁場の区域

大島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 制限又は条件

なし

三 免許予定日

平成二十五年九月一日

四 申請期間

平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで

五 関係地区

大島町

六 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第二 公示番号 共第二号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第二種共同漁業	いさき寄網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

たかべ刺網漁業 同右

いそ魚底刺網漁業 同右

(二) 漁場の位置

大島町大島地先

(三) 漁場の区域

大島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 制限又は条件

なし

三 免許予定日

平成二十五年九月一日

四 申請期間

平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで

五 関係地区

大島町

六 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第三 公示番号 共第三号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし漁業 同右

さざえ漁業 同右

あわび漁業 同右

くぼがい漁業 同右

ばていら漁業 同右

てんぐさ漁業 同右

いわのり漁業 同右

十一月一日から翌年四月三十日まで

はばのり漁業 同右

とさかのり漁業 同右

一月一日から十月三十一日まで

(二) 漁場の位置

利島村利島地先

(三) 漁場の区域

利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二百メートルの線によって囲まれた区域

二 制限又は条件

なし

三 免許予定日

平成二十五年九月一日

四 申請期間

平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで

五 関係地区

利島村

六 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

<p>第四 公示番号 共第四号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>第五 公示番号 共第五号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いさき寄網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 利島村利島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 にいじま漁業協同組合のたかべ建切網漁業及びたかべ刺網漁業の入漁を拒んではならない。</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 利島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>とこぶし漁業 同右</p> <p>さざえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村鵜渡根島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>
<p>第六 公示番号 共第六号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いさき寄網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村鵜渡根島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 利島村漁業協同組合のたかべ刺網漁業の入漁を拒んではならない。</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いさき寄網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村鵜渡根島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 利島村漁業協同組合のたかべ刺網漁業の入漁を拒んではならない。</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>
<p>第七 公示番号 共第七号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>とこぶし漁業 同右</p> <p>さざえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から</p>	<p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いさき寄網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村鵜渡根島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 利島村漁業協同組合のたかべ刺網漁業の入漁を拒んではならない。</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>

<p>第八 公示番号 共第八号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いさき寄網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高</p>	<p>翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>ひじき漁業 一月一日から六月三十日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>第九 公示番号 共第九号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>さざえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 同右</p> <p>いわのり漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>ひろめ漁業 同右</p>
<p>第十 公示番号 共第十号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>	<p>なまこ漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>なまこ漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>
<p>第十 公示番号 共第十号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>	<p>なまこ漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p>	<p>なまこ漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 新島村新島、式根島及び地内島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p>

<p>五 関係地区 神津島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>第十一 公示番号 共第十一号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>ささえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>ひろめ漁業 同右</p> <p>なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>(二) 漁場の位置 神津島村恩馳島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 恩馳島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって</p>	<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 神津島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>第十三 公示番号 共第十三号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>ひろめ漁業 同右</p> <p>なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>
<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 神津島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>第十三 公示番号 共第十三号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p>	<p>(二) 漁場の位置 神津島村恩馳島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 恩馳島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>	<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 神津島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>第十四 公示番号 共第十四号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p>
<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p>	<p>(二) 漁場の位置 神津島村銭洲地先</p> <p>(三) 漁場の区域 銭洲(ネーブルス、ヒラツタイ、内ダルマ及び外ダルマ)周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p>	<p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 神津島村及び新島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>第十四 公示番号 共第十四号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>

<p>第十五 公示番号 共第十五号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>さざえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p>	<p>(二) 漁場の位置</p> <p>神津島村銭洲地先</p> <p>(三) 漁場の区域</p> <p>銭洲(ネーブルス、ヒラッタイ、内ダルマ及び外ダルマ)周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 神津島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いさき寄網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p>
--	---	---

<p>第十六 公示番号 共第十六号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右</p> <p>いそ魚底刺網漁業 同右</p>	<p>(二) 漁場の位置</p> <p>三宅島三宅村</p> <p>(三) 漁場の区域</p> <p>三宅島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 三宅島三宅村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>三宅島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によつて</p>
--	---	--

<p>第十七 公示番号 共第十七号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>さざえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 同右</p>	<p>(二) 漁場の位置</p> <p>三宅島三宅村及び御蔵島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>五 関係地区 三宅島三宅村及び御蔵島村</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>二 制限又は条件 なし</p>	<p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p>
---	---	--

<p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで</p> <p>五 関係地区 三宅島三宅村及び御蔵島村</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>二 制限又は条件 なし</p>	<p>(二) 漁場の位置 三宅村大野原島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 大野原島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右 いそ魚底刺網漁業 同右</p>	<p>(二) 漁場の区域 大野原島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 三宅島三宅村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで</p> <p>第十八 公示番号 共第十八号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>
<p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで</p> <p>五 関係地区 御蔵島村</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>二 制限又は条件 なし</p>	<p>(二) 漁場の位置 御蔵島村御蔵島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右 さざえ漁業 同右 くぼがい漁業 同右 ばていら漁業 同右 てんぐさ漁業 同右 いわのり漁業 同右 はばのり漁業 同右 とさかのり漁業 同右</p> <p>一月一日から十月三十一日まで</p>	<p>第十九 公示番号 共第十九号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右 さざえ漁業 同右 くぼがい漁業 同右 ばていら漁業 同右 てんぐさ漁業 同右 いわのり漁業 同右 はばのり漁業 同右 とさかのり漁業 同右</p> <p>一月一日から十月三十一日まで</p> <p>十一月一日から翌年四月三十日まで</p>
<p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで</p> <p>五 関係地区 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>二 制限又は条件 なし</p>	<p>(二) 漁場の位置 御蔵島村御蔵島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右 いそ魚底刺網漁業 同右</p>	<p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右 いそ魚底刺網漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 御蔵島村御蔵島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 第二種共同漁業 たかべ建切網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>たかべ刺網漁業 同右 いそ魚底刺網漁業 同右</p>

<p>第二十二 公示番号 共第二十二号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 いそ魚底刺網漁 一月一日から十五年八月三十一日まで</p>	<p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>うに漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>かぎいばらのり漁業 一月一日から七月三十一日まで</p>
<p>(二) 漁場の位置 八丈町八丈島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 八丈島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 八丈島八丈町</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>	<p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>うに漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>かぎいばらのり漁業 一月一日から七月三十一日まで</p>

<p>第二十三 公示番号 共第二十三号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>さざえ漁業 同右</p> <p>あわび漁業 同右</p> <p>くぼがい漁業 同右</p> <p>ばていら漁業 同右</p> <p>ひろせがい漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p>	<p>(二) 漁場の位置 八丈町八丈島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 八丈島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>五 関係地区 八丈島八丈町</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>
---	---

<p>第二十四 公示番号 共第二十四号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <p>漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 いそ魚底刺網漁 一月一日から十五年八月三十一日まで</p> <p>(二) 漁場の位置 八丈町八丈小島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 八丈小島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p>	<p>とさかのり漁業 一月一日から十月三十一日まで</p> <p>うに漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>かぎいばらのり漁業 一月一日から七月三十一日まで</p> <p>八丈町八丈小島地先</p> <p>八丈小島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>平成二十五年九月一日</p> <p>平成二十五年六月十一日から同年七月十日まで</p> <p>八丈島八丈町</p> <p>平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>共第二十四号</p>
--	---

<p>五 関係地区 月十日まで 八丈島八丈町</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで</p> <p>第二十五 公示番号 共第二十五号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種共同漁業 いせえび漁業 一月一日から十 二月三十一日ま で</p> <p>とこぶし漁業 同右</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十 月三十一日まで</p> <p>いわのり漁業 十一月一日から 翌年四月三十日 まで</p> <p>はばのり漁業 同右</p> <p>(二) 漁場の位置 青ヶ島村青ヶ島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 青ヶ島周囲最大高潮時海岸線と同線 から沖合千メートルの線によって囲 まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七 月十日まで</p> <p>五 関係地区 青ヶ島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで</p> <p>第二十六 公示番号 共第二十六号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p>
--

<p>(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第二種共同漁業 いそ魚底刺網漁業 一月一日から十 二月三十一日ま で</p> <p>(二) 漁場の位置 青ヶ島村青ヶ島地先</p> <p>(三) 漁場の区域 青ヶ島周囲最大高潮時海岸線と同線 から沖合千メートルの線によって囲 まれた区域</p> <p>二 制限又は条件 なし</p> <p>三 免許予定日 平成二十五年九月一日</p> <p>四 申請期間 平成二十五年六月十一日から同年七 月十日まで</p> <p>五 関係地区 青ヶ島村</p> <p>六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第十六号 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五 十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和 二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政 令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和 二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最 高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百 二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。 の)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施 設を次のとおり指定した。</p> <p>平成二十五年三月二十七日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p>
--	--

<p>●東京都選挙管理委員会告示第十七号 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五 十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和 二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政 令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和 二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最 高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百 二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。 の)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施 設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。</p> <p>平成二十五年三月二十七日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p> <p>施設の名称 所在地</p> <p>南八王子病院 八王子市安町三丁目十八番十 二号</p> <p>葵の園ひばりが丘 西東京市ひばりが丘三丁目一番 八号</p> <p>ケアハウス赤堤 世田谷区赤堤五丁目三十三番七 号</p> <p>健成苑はなごねい 小平市花小金井六丁目二十番一 号</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条 第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における</p>
--	---